

第十回 参議院大蔵委員会會議録第三十三号

昭和二十六年五月九日(水曜日)午後
零時七分開始

委員の異動

五月七日委員秋山俊一郎君辞任につき、その補欠として山本米治君を議長において指名した。

本日委員下條恭兵君、三輪貞治君、山本米治君及び片岡文重君辞任につき、その補欠として清澤俊英君、佐多忠隆君、九鬼紋十郎君及び吉田法晴君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○相互銀行法案(衆議院提出)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案に関する中間報告

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

先ず理事の補欠互選についてお諮りいたしますが、去る三月三十一日清澤君の委員辞任に伴いまして欠員となつております理事の補欠を互選いたさねばなりません。本日清澤君が再び委員に復帰されましたので、私の指名によりまして再び理事に選任いたしましたと思ひますが、これについて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それでは清澤君に理事をお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 次に議題となつております相互銀行法案の審議を開始いたします。本案につきましては予備審査において大体的質疑を終局して

ございましたが、なお本日日本審査になりますので委員諸君から御質疑を頂いた方がよろうと思ひまして、特に提出者の方々が出席され、なお銀行局の特殊金融課長も見えておりますからよろしく御質疑を願ひます。……別段御質疑がないようでありましたが、質疑は終局いたしましたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議なしと認めます。然らばこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○野澤勝君 一言意見を加へまして本案に賛成したいと思ひます。本法案の趣旨は先般の政府並びに関係者の説明によりまして了承したのであります。が、ただ一点御留意願つておきたいことは、無尽金融は大量性の金融機関であるという点におきまして、大衆からは非常に親しまれた金融機関であつたのであります。これが今回の法案によりまして普通銀行の性格を持つようになつて参りました。勿論内容的には前の性格を活かしつつある点にはよくわかつておるのでございますが、勢いこの銀行制度というものの枠にはまるわけになつてまいりますと、得て前の特徴というものがはやかされる傾向になり易いものであります。例へば従来無尽金融の業務をやつていた当時は金融の相手方、対象になるべき大衆に対してはみずからの足を以てこれに呼びか

けて行つたものです。ところが今度の銀行法によりますと、いわば市中銀行的な性格にもなり易い角があると思ひます。そういう点は非常に大衆から親しまれた無尽金融機関が失望するやうな結果になることは私は非常に憂慮いたします。でありますから特にこの点は十分執行者、特に政府並びに執行者におきまして十分御留意を願つて大衆の期待に一層副うように一つやつて頂きたいという希望を述べまして本案に賛成をするものであります。

○委員長(小串清一君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。相互銀行法案を衆議院提出の原案通り可決することに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院提出の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長のお頭報告の内容については本院規則第四百四条においてあらかじめ御承認願うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

高橋龍太郎	森 八三一
小林 政夫	小宮山常吉
野澤 勝	九鬼紋十郎
岡崎 眞一	黒田 英雄
愛知 揆一	佐多 忠隆
大矢半次郎	

○委員長(小串清一君) この際国民金融公庫法の一部を改正する法律案について中間報告をいたしたいと存じます。本案につきましては、本委員会の御決議によりまして私、松永委員と共に関係方面に交渉をいたしましたのであります。この交渉につきましては相当長時間に亘つていろいろ交渉いたしました。GHQのロビンソンという人とエソングエスという人との間に質疑応答をいたしました。がまだ了解を得るに至りません。この金融公庫は一県一カ所、東京、大阪だけは二カ所というやうな規定は実情に副わないのであるから、箇所は必要箇所を置く、それから代理所即ちエージェントのやうなものはどうしても自然片手間仕事になつてうまう行かないから、そういうものはなるべく各必要な場所には公庫の出張所を作るようにしたい、それから金融審議會の数が少い、銀行業者の代表はこれで十分だからというふうな意味において交渉し、なお公庫の役職員の身分は一般民間銀行に比べて同質のものであるが、非常に給手の差があるからむしろ公務員としない方がいいんじゃないかというやうなこともこちらの意

見として十分申したのでありますが、先方の意見は大体そのエージェントでもやつても差支ないから箇所数についてそういう必要はなからう、それから審議會にも現在の数で以てよからうというやうなことを極力、それから公庫の役職員で公務員でなくするといふやうな意味においても余り賛成がなかつた、かかるが故に私の方から特になお書面を以て松永君と相談の上向うへ要求をしておりますが、殊に向うの公庫の借入金、即ち国民金融機関債券の発行という問題につきましては、予算にすぎにきめられてある以外の金を五十万円だけ使う必要がなからう、實際の場合併し全国においてこの公庫は要求の十分の三四にも充たない国民一般民衆の最も必要なるものであるといふやうなことを説いたのであります。が、今のやうなわけでその日には話は進みませんでした。併しなお十分こちらがいろいろ言つたものですからなおその後書面を以て言ひました上に、本日渉外課長に聞きますと、昨日ロビンソンさんの方から予算上の措置ができていないからちよつと承認しかねるというやうな意味のことを口頭を以て言われたやうであります。

以上今までの経過の報告であります。が、今後更に司令部と交渉し、又追加予算に計上の交渉も政府にやるようにいたしたいと思ひますが、これについて御意見がありましたらどうぞ。一応以上御報告申し上げておきます。

○佐多忠隆君 その提出されている書面、書類がおりでししたら委員にお配り願いたい。

○委員長(小島清一君) 承知いたしました。これだけのものを英訳して送つたんでありますから、お配りいたします。大分時間も過ぎましたから本日はこれを以て散会いたします。

午後零時十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 小島 清一君
理事 大矢半次郎君

委員

愛知 揆一君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
佐多 忠隆君
野溝 勝君
小宮山常吉君
小林 政夫君
高橋龍太郎君
森 八三一君

衆議院議員

西村 直巳君
小山 長規君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 常任委員 小田 正義君
会専門員

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、退職金に対する所得税免除の請願(第一四五四号)
一、漁業権補償金に対する課税免除の請願(第一四五五号)

一、富裕税に関する陳情(第三〇八号)

一、塩化ヴィニール製造業に対する法人税免除の陳情(第三一〇号)

一、漁業権証券に対する課税免除の陳情(第三一二号)

第一四五四号 昭和二十六年三月十九日受理

退職金に対する所得税免除の請願
請願者 岡山県上道郡西大寺町 西大寺三五九ノ二西大寺 寺鉄道労働組合内 和田清平

紹介議員 江田 三郎君

停年または病気等やむを得ない事情で職を離れる場合、退職金に対して高率な課税がなされているのは、退職金制度の趣旨に反するものであるから、退職後の生活保障を図るため、退職金に対する所得税を免除せられたいとの請願。

第一四五五号 昭和二十六年三月十九日受理

漁業権補償金に対する課税免除の請願
請願者 富山県庁水産課内漁業権補償委員会内 島尾 正一

紹介議員 石坂 豊一君

漁業権補償金は、漁業権の正当な対価による買上げではなく、単に損害賠償の性質を持つものである。しかるに同補償金を資産譲渡による所得とみなして課税の対象とされるようであるが、現在免許料、許可料、によつて補償金と同等額が徴収されているので不合理であるから、漁業権、補償金に対する課税を免除せられるような措置をとられたいとの請願。

第三〇八号 昭和二十六年三月十九日受理

富裕税に関する陳情
陳情者 名古屋市中区大池町四ノ一 社団法人名古屋商工会 議所会頭 伊藤次郎左衛門

今般政府は、富裕税法に基いて富裕税を課税することになったが、これが実施に当つては、(一)営業権の評価、(二)取引相場のない株式の評価等に關して更に検討の上、公平なる運営を期せられたいとの陳情。

第三一〇号 昭和二十六年三月十九日受理

塩化ヴィニール製造業に対する法人税免除の陳情
陳情者 名古屋市中区大池町四ノ一 社団法人名古屋商工会 議所会頭 伊藤次郎左衛門

塩化ヴィニール工業は昭和二十六年度においてほぼ工業的生産の段階に入つて、広い範囲の工業用品および一般消費材が国内資源によつて自給可能となるばかりでなく多量の輸出も期待されている。しかし本工業は、わが国においては日いまだ浅く、多額の設備投資がなされているが、なお改善改良の余地もあるから加工業態の確立までは、醋酸ヴィニール、ポリヴィニール工業等と同様国家的に育成するため法人税法第六條の「重要物産」の中に塩化ヴィニール製造業を包含せられたいとの陳情。

第三一一号 昭和二十六年三月十九日受理

漁業権証券に対する課税免除の陳情
陳情者 宮城県議會議長 今野貞 亮

政府は、漁業権証券に対する課税を考慮中とのことであるが、これが決定された場合、全国における課税対象は、補償額百七十億に對し、九十五億の課税額となり、漁業制度改革の本旨にそむき、当面する漁業危機の突破も不可能となるから、漁業権証券に対する課税を免除せられたいとの陳情。

四月七日本委員会に左の事件を付託された。

請願者 東京都千代田区神田多町二ノ一 社団法人東京 京都齒科医師会内東京 都齒科医師政治連盟 内 上田貞三外百十八名

紹介議員 鈴木 直人君

現在齒科医師の生活は、その収入の九パーセントが健康保険法、国民健康保険法、生活保護法によるものであるが、しかもその診療報酬の支払が遅れ実に四箇月を経る状況であるため、衛生医療資材の高騰と相まつて困窮の状態にあるから、齒科医師に対する課税の適正化を図られたいとの請願。

第一五五三号 昭和二十六年三月二十六日受理

美容業に対する所得税の適正化の請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷 五ノ八五六日本美容師 会内 宮前ちよ子

紹介議員 油井賢太郎君

美容業は、美容所を設けその施設により業を営む関係上事業所得税を課せられているが、その本質は勤労による対価であるため、その実質は給与所得と同様であつて、店舗において商品を取引する商業とはその性質を異にし、また大量生産を可能とする工業とも全然その趣を異にするものであるから、美容業に対する事業所得税を改正し、所得税法上勤労所得者として取扱われるかまたはこれに準じた取扱を受けられるよう法的処置を講ぜられたいとの請願。

第一五八八号 昭和二十六年三月二十八日受理

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

退職金に対する所得税免除の請願

請願者 静岡県浜松市旭町七〇

遠州鉄道労働組合内
鈴木治一

紹介議員

小酒井義男君

停年または病氣等のやむを得ない事情で、職を離れる場合に支給される退職金は、退職後の生活にとつて唯一の保障である。しかるに現行退職金に對して高率な税が課せられてゐるのは、退職者に重大な不安を与えるものであるから、退職金に對する所得税を免除せられたいとの請願。

第一五九〇号 昭和二十六年三月二十八日受理

九州地方の殖産会社加入者救済に關する請願

請願者

福岡市春吉町一ノ二五
全九州殖産会社整理組合連合会内 椎井康雄
外四十八名

紹介議員

波多野 鼎君 吉田 法晴君

第五国会において、無暗法の一部を改正し、見做無尽として旧殖産会社を存続させる処置が取られたにもかかわらず、貸金業等取締に關する法律施行に際し、九州財務局が行政措置を誤つたため、全九州殖産会社整理組合連合会参加の各殖産会社は、預金者に多大の迷惑と損失をおよぼしているから、これら加入者救済のため特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五九一号 昭和二十六年三月二十九日受理

織物消費税廃止に伴う業者手持品に對する損失補償の請願

請願者 岡山市西大寺町一二二

武田柳三郎外八百四名
江田 三郎君 島村 軍次君

紹介議員

織物消費税の廃止は、政府の行政措置変更によるものであるから、これによつて善意の業者におよぼした損害は当然政府が補償すべきものである。しかるに昭和二十五年一月一日現在における在庫に對し、廃止税額に相當する金額補償が、いまだに実現を見ないため、販賣業者に致命的打撃を与えてゐるから、織物消費税廃止に伴う業者手持品に對する損失補償をすみやかに実現せられたいとの請願。

第三二三号 昭和二十六年三月二十四日受理

外地引揚者の内地むけ送金支払促進に關する陳情
山口県阿武郡蒲富村 藤村亨重

陳情者

現行漁業権の損失補償として、交付される漁業補償金は、漁業の内部体制を整備して新しい漁村建設に必要な資金であるから、本補償金に對しては、非課税の措置を講ぜられたいとの請願。

終戦後在外邦人が、現地銀行を経由して内地へ送つた金が引揚後受け取れないため、送金者は不安のうちに困難な生活を続けているから、さきに決定を見た在外公館等借入金返還の例にならつて、外地引揚者の内地むけ送金支払を促進せられたいとの陳情。

請願者

栃木県宇都宮市外駒生
中丸国立療養所梅花寮
内 滝山邦夫

紹介議員

岩崎正三郎君

神奈川県所在の朝倉病院は、昭和二十五年十月税務署係官および武装警官により、医療器具、その他病院の備品等を強制差押えられ、入院患者の悲慘は見るに余りあるものがあるから、(一)医療施設に對する税金の免除、(二)朝倉病院の差押え即時解除、(三)患者に暴行した責任者の謝罪等の措置を講ぜられたいとの請願。

請願者

岩手県知事 国分謙吉
紹介議員 千田 正君

漁業権補償金に對する課税免除の請願

漁業制度の改革によつて、近く消滅する

(第一二二九号)

第一二二九号 昭和二十六年三月三十一日受理

退職金に對する所得税免除の請願

請願者 神戸市長田区御屋敷通
三ノ山陽電気鉄道労働組合内 毛呂滋雄

紹介議員

山縣 勝見君

停年または病氣等のやむを得ない事情で、職を離れる場合に支給される退職金は、退職後の生活にとつて唯一の保障である。しかるに現在退職金に對して高率な税が課せられてゐるのは、退職者に重大な不安を与えるものであるから、退職金に對する所得税を免除せられたいとの請願。

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された

一、退職金に對する所得税免除の請願 (第一六四九号)

請願者

兵庫県本市宇山一五

三淡路交通労働組合

内 上山和男

紹介議員

山縣 勝見君

停年または病氣等のやむを得ない事情で職を離れる場合の退職金に對しては、高率な課税がなされてゐるのは、退職金制度の趣旨に反するものであるから、退職後の生活保障を図るため、退職金に對する所得税を免除せられたいとの請願。

請願者

五月七日日本委員会に左の事件を付託された

一、漁業権証券に對する課税免除等の請願 (第一六八六号)

一、地方銀行設立に關する陳情 (第三六七号)

請願者 岩手県議會議長 村上 順平

第一六八六号 昭和二十六年四月二十四日受理

漁業権証券に對する課税免除等の請願

請願者

岩手県議會議長 村上 順平

紹介議員

川村 松助君

漁業権証券は、容易に資金化できるところが必要であるから、償還期限五箇年以内の一般国債とし、さらにその特殊性と制度改革上唯一の経済的裏付けとしての実質および効用を発揮させるため、全面的非課税の措置を講ぜられたいとの請願。

請願者

長野県議會議長 片桐知

地方銀行設立に關する陳情

陳情者

長野県議會議長 片桐知

長野県飯田市および下伊那郡の各種産業が予想以上に不振を極めているのは、地方金融機関が独占企業であるため中小企業への金融の途がふさがれてゐるためであるから、全郡市民の手による信和銀行の設立を認可せられたいとの陳情。

請願者

五月八日本委員会に左の事件を付託された

一、相互銀行法案(予備審査のための付託は三月三十一日)

昭和二十六年五月十六日印刷

昭和二十六年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所